

日倉(総)第 0219 号
平成 30 年 3 月 6 日

各地区倉庫協会長 様

一般社団法人 日本倉庫協会
理事長 富 取 善 彦

平成 30 年 4 月からの無期転換ルールの本格化に向けた要請書

無期転換ルールの円滑な導入に向けた取組に関する要請につきましては平成 29 年 9 月 20 日付、日倉(総)第 0123 号信にてご連絡いたしました。このたび、厚生労働大臣から改めて掲題について別紙のとおり要請がありました。

無期転換を申し込む権利が本格的に発生することが見込まれる平成 30 年 4 月 1 日まで残りわずかとなり、一部報道において、有期契約労働者を多く雇用する業界における無期転換ルールへの対応について取り上げられたことなど、同ルールの円滑な導入に向けた社会的関心が高まりつつある状況にあります。

このような状況の中、無期転換ルールへの対応にあたり、同ルールの適用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止め等を行うことは労働契約法の趣旨に照らして望ましいものでなく慎重な対応が必要です。

また、同ルールに対応するための人事制度の検討や関係諸規定の整備が未了の企業におかれては、早急な対応が必要なことに加え、紛争を未然に防止するための無期転換申込権や人事制度について、事前に従業員へ説明することが重要なことから厚生労働省では、労働契約法の趣旨を踏まえた無期転換ルールの円滑な導入が図られるよう、新たに「無期転換ルール緊急相談ダイヤル」を設置するなど、より一層の周知啓発に取り組んでいくとのことです。

つきましては、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、貴協会会員事業者にご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上